

社会福祉法人京都社会福祉協会
役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都社会福祉協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬の支給に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 次の各号に掲げる役員等に対し、報酬として日額10,000円（所得税控除後）を支給する。

- (1) 法人の理事会、評議員会に出席した者
- (2) 前記(1)に準ずる会議等に出席又は参加した者
- (3) その他法人の業務に従事した者
- (4) その他理事長が、特に必要と認めた者

2 同条第1項の定めにかかわらず法人の職員である役員等には支給しない。

3 同条第1項の定めにかかわらず、理事長報酬については、80%を上限に加算する。

(監査報酬)

第3条 法人本部において会計監査を実施した監事に対して、日額90,000円（所得税控除後）を支給する。

2 施設に赴いて会計監査を実施した監事に対して、1施設当たり10,000円（所得税控除後）を支給するものとする。

(報酬の範囲)

第4条 理事および監事に対しては、各年度の総額が300万円を超えない範囲で支給する。

(支給方法)

第5条 原則として、理事会および評議員会開催日または監査を実施した日に支給する。

ただし、理事長については、年4回に分けて支給することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 「社会福祉法人京都社会福祉協会実費弁償等に関する要綱」は廃止する。

附則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月28日から施行する。